支援渉外班の業務

１　受け入れの検討　………………………………　２

２　ボランティアの受け入れ　……………………　３

３　ボランティア受け入れの終了　………………　４

４　その他　…………………………………………　４

プライバシーの保護

業務で知りえた個人情報は、避難所運営のためだけに利用し、本人の同意を得た場合を除き、避難所閉鎖後も含め、絶対に口外しないこと。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 支援渉外班の業務１ | 実施時期 | 展開期～ |
| **受け入れの検討** |
| (１)ボランティアに分担する仕事の検討* 避難所の運営状況に応じて、各運営班の班長などに意見を聞いた上で、ボランティアに依頼したい内容や必要な人数を決める。

**＜ボランティアなどに分担する仕事（例）＞**

|  |  |
| --- | --- |
| 主な仕事の例 | 関係する運営班 |
| ・避難者名簿等の作成・各種イベントの企画・実施 | 総務班 |
| ・各種情報の収集、発信 | 情報班 |
| ・水や食料、物資などの仕分け、運搬、配給 | 食料・物資班 |
| ・清掃や防疫活動・ペットの世話・公共スペースの巡回 | 施設管理班 |
| ・介護や看護の補助・子どもの世話や遊び相手、学習支援、・被災者の話し相手・手話・筆話・外国語など情報伝達での支援 | 救護・要配慮者班 |
| ・その他、危険を伴わない軽作業への協力 | 全般 |

(２)避難所利用者から運営協力者を募る* ボランティアの派遣要請をする前に、活動内容に応じて避難所利用者から希望者を募る。その際は、年齢や性別に関わりなく、子どもから大人まで幅広く声をかけ、本人の希望にそって役割を分担する。

(３)ボランティアの受け入れ検討* 避難所内で対応できない分について、ボランティア支援申込用紙(様式集p.39)を作成し、行政担当者（いない場合は総務班）に渡す。
* 行政担当者（いない場合は総務班）は、派遣職員依頼書(様式集p.38)に発信日時、避難所名、派遣を希望する職種などを記入し、市災害対策本部または市災害ボランティアセンターにＦＡＸで送信する。（ＦＡＸが使えない場合は、写しをとり、伝令など直接届ける。）
 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 支援渉外班の業務２ | 実施時期 | 展開期～ |
| ボランティアの受け入れ |
| (１)ボランティア受け入れ窓口の設置* 総合受付の一角に、市災害ボランティアセンターから派遣されたボランティアの受け入れ窓口を設置する。
* 避難所に直接ボランティアの申し入れがあった場合は、必ず市災害ボランティアセンターで受付をするよう伝える。

ただし、以前に当該避難所で支援をした経験のあるボランティアが直接訪れた場合については、ボランティア受入票(様式集p.41)に必要事項を記入してもらい、市災害ボランティアセンターに連絡する。その際にボランティア保険の加入等に関して、市災害ボランティアセンターの指示を受ける。市災害ボランティアセンター　電話（　　　）　　－　　　　　(２)受け入れ事務* 市災害ボランティアセンターからボランティアが派遣されたら、ボランティア受付票(様式集p.40)に必要事項を記入してもらう。
* 派遣されたボランティアに、ボランティアの皆様へ(様式集p.42)について、市災害ボランティアセンターから説明を受けているか確認する。受けていない場合は説明をする。
* 派遣されたボランティアが、市災害ボランティアセンターで配付された腕章や名札などを付けているか確認し、付けていない場合は目印となる腕章やビブス（ゼッケン）などを渡し、必ず着用してもらう。

(３)リーダーの決定* 活動の内容ごとにグループをつくり互選でリーダーを決めてもらう。
* リーダーは、活動終了後に窓口に立ち寄るよう伝える。

(４)活動の立ち合い* ボランティアの活動中は、活動の内容に関わる運営班の班員が立ち会うようにする。活動の内容がどの運営班にも属さない場合は、支援渉外班の班員が立ち会う。
 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 支援渉外班の業務３ | 実施時期 | 展開期～ |
| ボランティア受け入れの終了 |
| * ボランティアに任せる作業がなくなったら、市災害ボランティアセンターに連絡し、現在受け入れているボランティアへの連絡事項などについて確認する。
* 現在受け入れているボランティアに、市災害ボランティアセンターからの連絡事項を伝える。
 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 支援渉外班の業務４ | 実施時期 | 展開期～ |
| その他 |
| * 継続的に活動をしているボランティアが避難所運営委員会に出席したときは、市災害ボランティアセンターに概要を説明する。
 |